答弁第一七号

内閣衆質二〇八第一七号

令和四年三月四日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 細 田 博 之殿

衆議院議員阿部知子君提出介護保険制度における「ケアプランの公正中立性」に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出介護保険制度における「ケアプランの公正中立性」に関する質問に対する

答弁書

一について

る基準 する費用 定地域密着型通所介護 指定福祉用具貸与 援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、 企第三十六号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) と規定しているところ、 \mathcal{O} 生労働省告示第九十五号)第八十三号において、 訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の八十を超えていること」 居宅介護支援費における特定事業所集中減算については、厚生労働大臣が定める基準 (訪問 0 額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」 通所サービス、 (指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。) 又は指 (以下この号において 「正当な理由」については、 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 「訪問介護サービス等」という。) その基準について、 において、 「指定居宅サービスに要する費用 「サービスの質が高いことによる利用者の 「正当な理由なく、 (平成十二年三月一 及び指定居宅介護支援に要 の提供総数のうち、 の額 (平成二十七年厚 指定通所介護 指定居宅介護支 の算定に関 日付け老 同

含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断」 どサービス事業所が少数である場合」等を例示した上で、 希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」や「居宅介護支援事業者 ととしているところであり、 \mathcal{O} 通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に五事業所未満である場合な 「一律に 「集中減算」することは地域の実態や利用者のニーズを無視した机 「実際の判断に当たっては、 地域的な事情等も

二について

上の論議」

との御指摘は当たらない。

主治 ともに、 とを踏まえ、 な施策の在り方等について、 る会計検査の結果について」 御指 の医師等の指示により利用するサービスが決まる医療サービス等を対象から除外する見直しを行うと 摘 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 の平成二十八年三月二十五日に会計検査院が参議院に報告した「介護保険制度の実施状況に関す 平成三十年度介護報酬改定において、居宅介護支援費における特定事業所集中減算について、 において、 特定事業所集中減算の見直しも含め、 「ケアマネジメントの公正・中立を確保するための合理的で有効 (平成十一年厚生省令第三十八号。以下 十分に検討すること」と指摘されたこ

宅サービス計画における訪問介護等ごとの回数のうちに同 以下「法」という。) 第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。 れたものの 度介護報酬改定においては、 以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等を説明することを義務付け、 利用者は複数の指定居宅サービス事業者 「基準省令」という。)を改正し、指定居宅介護支援事業者(介護保険法 回数が占める割合等について、 基準省令を改正し、 (法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。 利用者に説明を行うとともに、 指定居宅介護支援事業者に対し、前六月間に作成した居 一の指定居宅サービス事業者等によって提供さ 介護サービス情報の公表制度に (平成九年法律第百二十三号。 以下同じ。)に対し、 さらに、

三について

お

いて公表することを義務付ける取組を行ったところである。

規定しているところ、 断 ついては、 !が優先される事態が生じるケース」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 お ·尋ね \mathcal{O} 基準省令第十三条第八号において、 「介護保険サービス受給者の生活実態やニーズにあわせたケアマネジメントよりも、 同条第十九号から第二十号までにおいて、 「居宅サービス計 介護支援専門員が居宅サービス計画に訪 画 の原案を作成しなければならな 介護支援専門員に 医師 いと の判

間 サービス受給者の生活実態やニーズにあわせたケアマネジメント」 サービスを位置付ける場合にあっては、 十号において サービス等に係る主治の医師等の医学的 れを行うものとし、 同 てこれを行うものとする」と規定しているところであり、 一号においては、 看護、 通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付けようとする場合の取扱いを規定し、 「利用者の同意を得なければならない」と規定しているところであり、 「介護支援専門員は、 医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、 当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこ 居宅サービス計画に訪問看護、 観点からの留意事 また、 項が示されているときは、 指定居宅サービス等については、 が適切に行われるよう必要な措置を講 通所リハビリテーション等の 当該留意点を尊重 お尋ねの 当該指定居宅 「介護保険 例えば 同 医 療

四から六までについて

じているところである。

れにしても、 アプランを自社サー 御指 摘 \mathcal{O} 「居宅介護支援事業その 居宅介護支援 Ė スに誘導するのは当然という考え方が横行している」とは認識 (法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援をいう。 ものを独立させる」の意味するところが明らかではなく、 以下同じ。) してい な また、 (T) が 事業に 7) ず

医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、 れるものでなければならないことに鑑み、 ついては、 利用者の心身の状況、 その置かれている環境等に応じて、 指定居宅介護支援事業者については、 総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わ 利用者の選択に基づき、 基準省令第一条の二第三 適切な保健

項において

「指定居宅介護支援の提供に当たっては

・・・利用者に提供される指定居宅サービス等

利用者のニーズ等を踏まえた居宅介護支援が公正中立に提供されるよう事業を行うことが必要であると考 が て及び三についてで述べたような措置を講じてきているところであり、 わ 特定の れなければならない」と規定し、また、 種 類又は特定の指定居宅サービス事業者・・・ 当該規定の実効性を担保する観点から、一について、 等に不当に偏することのないよう、 事業所の設置形態にか 公正中立に行 かわらず、 二につい

引上げ等を措置する等の取組を行っているところである。 ることは重要であると考えており、 また、 政府としては、 指定居宅介護支援事業者が、 令和三年度介護報酬改定において、 事業所の設置形態にかかわらず、 居宅介護支援について基本報酬の 安定的に運営され えている。